

国及び県の教育振興基本計画（概要）

1 教育を取り巻く背景（時代の潮流）

- ①質的な充実を求める社会への移行
- ②雇用形態の多様化
- ③少子化・高齢化・核家族化の進行
- ④知識基盤社会の到来と高度情報化の進展
- ⑤国際化の進展

2 教育基本法の改正（平成18年12月）

○前文
新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定

○教育の目標（新設）

第2条

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

○生涯学習の理念（新設）

○教育の機会均等 障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに規定

○義務教育 9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性も考慮し、他法に委ねることとするとともに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて新たに規定

○学校教育 学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを新たに規定

○教員 教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定

○家庭教育（新設）

○幼児期の教育（新設）

○社会教育 社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定

○学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（新設）

○教育行政 不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定するとともに、国、地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定

○教育振興基本計画（新設）

3 （国）教育振興計画（平成20年7月）

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

- ◎公教育の質を高め、信頼を確立する
- ◎社会全体で子どもを育てる

②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

- ◎高等学校や大学等における教育の質を保証する
- ◎世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<基本的考え方>

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

（取組全体を通じて重視する考え方）

- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

<施策の基本的方向>

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

特に重点的に取り組むべき事項

- ◎確かな学力の保証
- ◎豊かな心と健やかな体の育成
- ◎教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◎手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- ◎地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ◎キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- ◎大学等の教育力の強化と質保証
- ◎卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
- ◎安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

4 ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）（平成21年6月）

【理念】元気兵庫へ ころ豊かな人づくりー県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現ー

1) 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

【めざすべき方向】

- 幼児期の教育をはじめとし、公・私立学校ともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむ。
- 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進するとともに、学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」の確立に取り組む。
- 道徳教育を充実し、人間形成の基盤となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組むとともに、国や郷土の伝統と文化に親しみ、歴史・文化の理解を深める教育を推進する。
- 体育・スポーツ活動や健康教育、食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組む。
- 職業教育・キャリア教育を通して、望ましい勤労観・職業観の育成に取り組む。
- 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育改革を推進する。
- ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実に取り組む。
- 建学の精神に基づく独自の教育理念のもと、特色ある教育を行う私学教育の振興に取り組む。

4) 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

【めざすべき方向】

- 教職員の協働体制を確立し、学校の組織力の向上に取り組む。
- 研修や免許更新制度の実施を通して教職員の資質の向上を図るとともに、メンタルヘルスの保持・増進等を通じた、教職員の健康管理を図る。
- 学校評価等を通じて、「開かれた学校づくり」を推進する。
- 教育の機会均等を確保するため、修学支援の充実などに取り組むとともに、通学路等における安全確保や県立学校施設の耐震化や、安全・安心で質の高い学習環境を整備する。
- 教育委員会評価の実施や移動教育委員会等の開催を通じ教育委員会機能の充実に取り組む。

6) 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

【めざすべき方向】

- 県民一人一人が、生きがいを見いだしたり、学習成果を地域社会の課題解決に生かせるよう、県民の学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興に取り組む。
- 県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できるよう、のじぎく兵庫国体やのじぎく兵庫大会の成果を生かしたスポーツの振興に取り組む。

2) 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

【めざすべき方向】

- 子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動が行われるよう、兵庫型「体験教育」を推進する。
- 自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うよう、震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育を推進する。
- 人権という普遍的文化の構築をめざし、人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成に取り組む。
- いじめ・不登校等に悩む子どもや保護者の悩み等に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組む。

3) 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

【めざすべき方向】

- さまざまな教育活動を通して、地域の教育力の向上に取り組む。
- 地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりなど、教育の原点である家庭の教育力の向上に取り組む

5) 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

【めざすべき方向】

- 県立大学において教育、研究、社会貢献の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。
- 教育分野では、地域や国際社会で活躍できる創造性と自立性を有する人材の育成に取り組む。
- 研究分野では、先進的・独創的な研究や地域の課題に対応した研究を展開する。
- 社会貢献分野では、地域とともに発展する大学として生涯学習、産学連携、国際交流等を積極的に展開する。
- 県内外大学の連携・交流を推進し、それぞれの大学の特色を生かした教育・研究の推進、地域産業や地方自治体との連携による地域社会の活性化を推進する。